

みどりしんきんチャレンジファンド  
(みどりチャレンジ)

(平成30年12月17日現在)

1. 商品名 (愛称)	○みどりしんきんチャレンジファンド (みどりチャレンジ)
2. 取扱総額	○総枠35億円とします。
3. ご利用いただける方	<p>○次の(1)から(2)の要件をすべて満たすお客様にご利用いただけます。</p> <p>(1) 今後、成長が期待できる分野で事業展開している (予定している) 法人であること。なお、成長が期待できる分野とは例えば次のような分野を指します。</p> <p>社会インフラ整備・高度化、環境・エネルギー、医療・介護・健康、高齢者、観光、地域再生、住宅ストック化支援、防災対策、雇用支援・人材育成、保育・育児</p> <p>※下記分野の事業については個別制度を創設し固有の諸条件をお示ししております。詳しくは各々の商品概要説明書をご覧ください。ととも、窓口にお問い合わせください。</p> <p>① 医療・介護・健康及び高齢者関連事業分野における「医療介護関連事業支援融資制度」(みどりのメディケアサポートローン) (別添1)</p> <p>② 環境・エネルギー分野における「太陽光発電事業支援ローン」(みどりと太陽の贈り物ローン) (別添2)</p> <p>(2) 当金庫の会員又は会員資格を有すること。</p> <p>① 法人は原則として株式会社 (特例有限会社を含む)、医療法人、社会福祉法人、学校法人及び該当する事業を確実に運営できる法人であること。</p> <p>② 「医療介護関連事業支援ローン」では利用申込時25歳以上65歳以下かつ完済時70歳以下の個人事業主のお客様もご利用いただけます。</p> <p>③ 「太陽光発電事業支援ローン」では利用申込時25歳以上65歳以下かつ完済時80歳以下の個人事業主のお客様もご利用いただけます。</p>
4. お使いみち	○運転資金又は設備資金とします。
5. ご融資金額	<p>○運転資金 200万円以上2,000万円以内</p> <p>○設備資金 200万円以上2億円以内</p>
6. ご融資期間	<p>○運転資金 7年以内</p> <p>○設備資金 15年以内</p>
7. ご融資利率	<p>○当金庫所定の審査により決定します。</p> <p>○固定型金利 ご融資期間 運転資金7年以内、設備資金10年以内とします。</p> <p>○変動型金利 ご融資期間5年超の場合は固定型金利適用期間終了後(5年)、1年毎に金利を見直します。</p> <p>ただし、案件によっては1年毎・2年毎・3年毎・5年毎のいずれかの方法により金利を見直す方法を選択することもできます。</p> <p>○変動型金利は「金庫長期貸出適格金利」を基準金利とします。</p> <p>○変動型金利は基準金利変更に伴い変動幅と同じだけ引き下げ又は引き上げられます。</p> <p>○変動型金利は当初貸付利率を下限利率とします。</p>
8. ご返済方法	○個別案件毎に決定させていただきます。
9. 担保	○個別案件毎に決定させていただきます。

10. 保証	<p>○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき検討させていただいた結果、法人の代表者等に連帯保証人となっていただくこともあります。なお、担保提供者は物上保証人となります。</p> <p>○広島県信用保証協会の保証をご利用いただく場合があります。なお、保証に際しては保証料が必要となります。</p>
11. 手数料等	<p>○ご融資に際しては事務手数料が必要となることがあります。</p> <p>① 不動産に担保を設定する場合の不動産担保調査手数料  ・設定額が5,000万円未満の場合は21,600円  ・設定額が5,000万円以上の場合は32,400円</p> <p>② 契約期限前に全額返済された場合（完済）の事務手数料  ・返済金額が300万円未満の場合は10,800円  ・返済金額が300万円以上の場合は32,400円</p> <p>③ 約定書・契約書の変更事務手数料  債務者・割賦返済金・返済日・担保物等の変更や返済期日の延長を行う場合は、他の融資金と併合する場合も含め5,400円</p> <p>④ 融資証明書や残高証明書の発行手数料  ・融資証明書（1通あたり） 5,400円  ・融資残高証明書（1通あたり） 540円</p>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置  本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店又は業務部業務課（9時～17時、電話：0824-72-5588）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置  東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫の営業日に、上記業務部業務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫業務部業務課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他参考となる事項	<p>○お申込みに際しては当金庫所定の審査がございます。当金庫の審査基準に適合しない場合などご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○お申込み中であっても当金庫の取扱金額の総額が上限に達した場合はお取扱いを終了させていただきます。</p> <p>○当金庫でお借入されている資金については本資金をご利用いただけません。</p>

<p>14. サポート体制</p>	<p>○本商品は「広島県サポート型金融登録商品」です。</p> <p>当金庫では、担保や保証人に過度な依存をせず、その事業の将来性等に着目した融資の提供を通じて中小企業の円滑な資金調達の実現を目指しております。その中で、ご融資先に対して以下のことを通じて、積極的に中小企業経営をサポートしてまいります。また、1ヶ月に1回程度のご融資先への訪問を実施し、その企業の課題解決にリアルタイムに応じていきます。</p> <p>① 事業承継サポート</p> <p>地域中小企業の世代交代を円滑に進め、事業継続の可能性を拡大させるべく、外部専門家（独立行政法人 中小企業基盤整備機構 以下、中小機構という）と連携して、事業承継計画の策定から検証・実行に至るまでを包括的にサポートいたします。</p> <p>② 情報収集・情報交換</p> <p>当金庫の主要営業エリアである「庄原市」「三次市」内で中小企業経営を行っている若手経営者により「若手経営者の会：みどりしんきんSBC」を組成し、定期的な勉強会や情報交換会開催を通じて、地域に根ざした経営サポートに取り組んでおります（年会費：10,000円、募集人員上限なし）。</p> <p><b>【勉強会の具体例（勉強会への参加は原則無料）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小機構の「事業承継コーディネーター」による事業承継セミナーの開催等。</li> <li>・各会員の事業等に関する「体験発表会」の開催（例年2月）。</li> <li>・国内企業視察の実施。</li> <li>・本会を通じての「異業種交流」の場を提供（3ヵ月毎程度）</li> </ul> <p>③ 「なんでも相談」制度</p> <p>中小企業・小規模事業者からの経営上の「お困りごと」について、無料の専用ダイヤルを開設して問題解決に取り組んでおります。具体的には、当金庫の人的ネットワークを活用しての各種専門家（弁護士・税理士・公認会計士等）や専門業者の紹介等を行うことが可能です（個人の利用も可）。</p>
-------------------	---